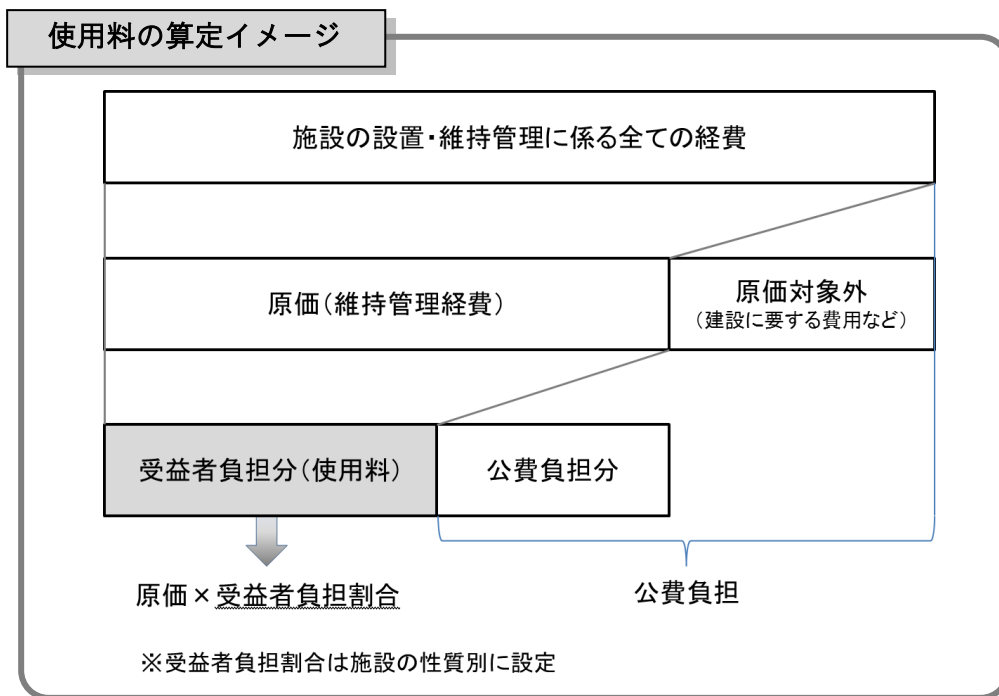


使用料等の設定基準について

1 使用料算定の基本的な考え方

「受益者負担の原則」による、公の施設の使用料の算定にあたっては、受益者に負担を求める費用(原価)を明らかにし、施設の設置目的や行政サービスに応じて設定した「受益者負担割合」を乗じて行うことを基本とします。



2 受益者に負担を求める費用(原価)の考え方

施設に係る費用は、

- ① 取得及び建設に要する費用(イニシャルコスト)
(施設の建設費(減価償却費)、用地費、高額備品購入費、その他投資的経費、公債償還に係る支払い利息など)
- ② 維持管理に要する費用(ランニングコスト)
(人件費、光熱水費、修繕費、保守点検費、消耗品費、委託費など)

の2つに分類することができます。

地方公共団体は、「住民の福祉を増進する目的」をもって公の施設を設置しています。この「公の施設」は市民全体の財産として、誰もが利用することができるものです。

そのため、「①取得及び建設に要する費用」や大規模改修など資本的支出にあたるものは公費で負担すべきものとし、今回の基準設定にあたっては、受益者負担の対象とする費用は、「②維持管理に要する費用」（ただし大規模改修などの投資的経費は含まない）とします。

3 基準を適用する「公の施設」

「公の施設」は、地方自治法で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されています。このうち、下記の施設は「受益と負担の適正化」の視点で使用料等の見直しを行うことは適切ではないため本基準の適用を除外します。

- ① 社会基盤施設
(道路、河川、無料公園など)
- ② 法令等により、全国で統一的な基準等があり、本市独自で使用料等の設定・変更ができない施設
(市営住宅、学校教育施設^{*}、保育所、図書館、保健福祉施設の一部など)
- ③ 独立採算が求められる特別会計・公営企業会計の施設
(市営バス、病院、上下水道、港湾施設など)
- ④ 庁舎に準ずる施設
(文書館、消費生活センターなど)

※教育委員会において「学校の施設開放における受益と負担のあり方」について別途検討中

対象施設一覧

大分類	中分類	対象施設
市民文化	地域コミュニティ	市民センター、地域交流センター
	市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館、男女共同参画センター、勤労婦人センター、勤労青少年ホーム
	文化 (ホール・市民会館等)	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎ひびしんホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鋳業若松ビル
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館、小倉城庭園
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、キャンプ場、ユースステーション、夜宮青少年センター、こども文化会館、児童文化科学館
	環境・産業学習	水環境館、ほたる館、香月・黒川ほたる館、エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム、産業技術保存継継承センター
スポーツ	スポーツ	体育館・スポーツセンター、武道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校
	保健福祉 (スポーツ系)	穴生ドーム、障害者スポーツセンター
	保健福祉 (福祉会館)	福祉会館
	保健福祉 (火葬場)	火葬場
	保健福祉 (障害者福祉会館)	障害者福祉会館
子育て支援	子育て支援	緑地保育センター、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館
	子育て支援 (児童館)	児童館
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、九州鉄道記念館西駐車場、門司麦酒煉瓦館、旧大連航路上屋、小倉城、門司港レトロ駐車場
	産業関連 (産業支援系)	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター、農家年長者創作活動施設
	産業関連 (レジャー系)	脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道
	産業関連 (コンベンション等)	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド、志井ファミリープール
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地、河内自転車貸出施設、総合農事センター
	自転車駐車場	自転車駐車場
	霊園等	霊園、納骨堂
	交通安全センター	交通安全センター

4 受益者負担割合の基準設定

(1) 性質別分類の考え方

公の施設には、地域コミュニティ施設、文化・スポーツ施設、子育て支援施設、各種福祉施設など多種多様な施設があり、設置背景や目的、提供しているサービス内容が異なることを踏まえ、施設の種類ごとに、公共関与の必要性や収益性の程度などを勘案しながら受益者負担のあり方を検討します。

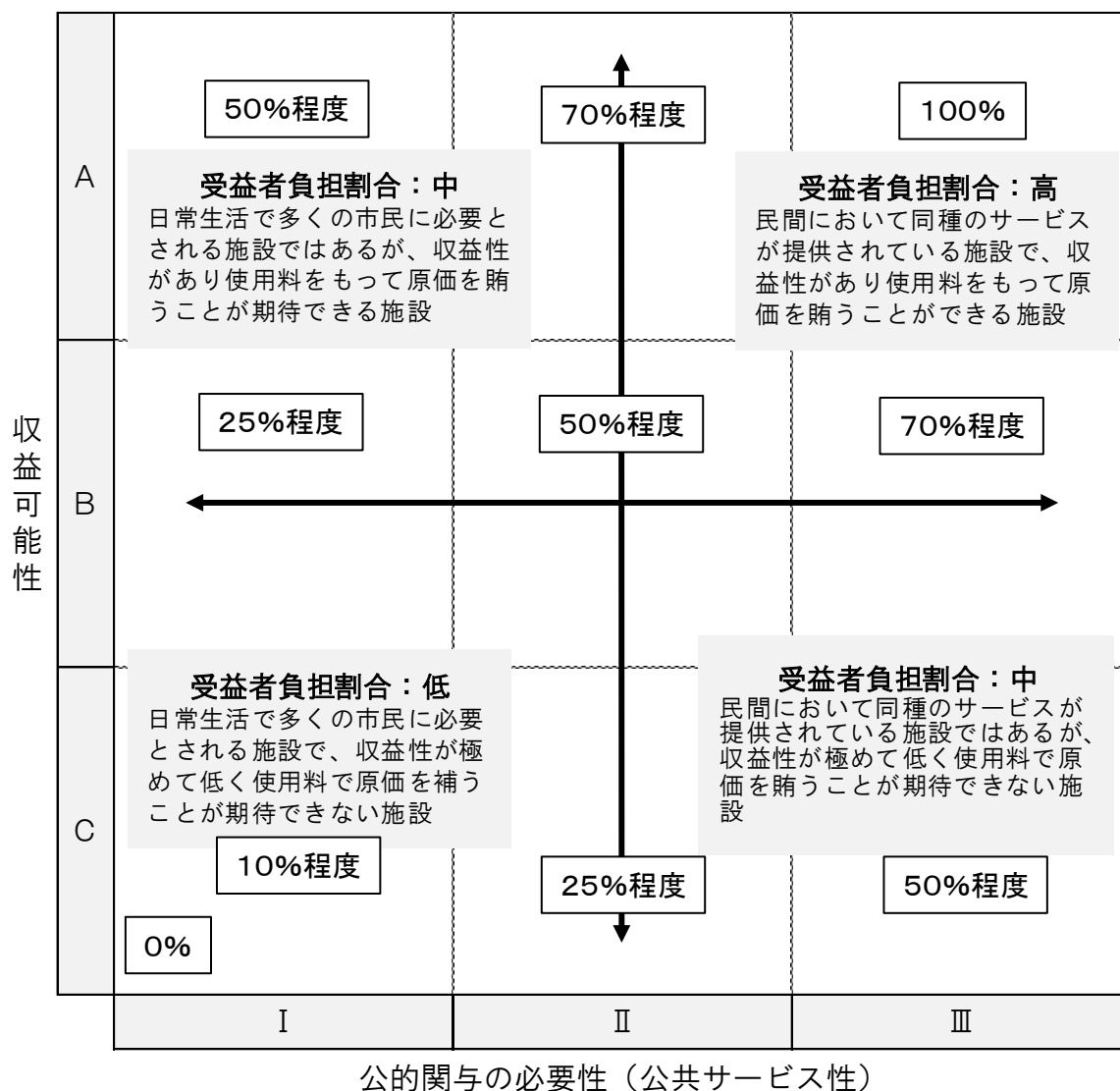
① 公的関与の必要性

分類	考え方
I	公的な関与のもと、社会的弱者の擁護、安全・安心の確保、地域コミュニティの維持あるいは教育補完など、市民が社会生活を営むに当たり、必要な生活水準の維持に寄与することを目的として設置された施設
II	一定の公的な関与は必要であるものの、個人がそれぞれの価値観や趣味・嗜好等に応じて活用することができ、より快適かつ潤いのある日常生活やにぎわいの創出等に寄与することを目的として設置された施設
III	一定の公的な関与が必要な上記以外の施設

② 収益可能性

分類	考え方
A	民間でも類似・同種のサービスが提供されている、あるいは既に相応の収益性があり、使用料等で運営することが期待できる施設
B	A及びCに該当しない施設
C	民間では類似・同種のサービスが提供されておらず、また収益性が著しく低く、使用料等で運営することが期待できない施設

(2) 性質別分類による負担割合設定



5 公の施設の標準的受益者負担割合（たたき台）

収 益 可 能 性	A	A I（50%程度） 保健福祉施設（福祉会館） 保健福祉施設（火葬場） 自転車駐輪場	A II（70%程度） 産業関連施設（コンベンション等） 産業関連施設（レジャー系） 有料公園（レジャー系）	A III（100%） 霊園等
	B	B I（25%程度） 市民活動拠点施設 美術館・博物館等	B II（50%程度） スポーツ施設 保健福祉施設（スポーツ系）* 産業関連施設（産業支援系） 観光施設	B III（70%程度）
	C	C¹ I（10%程度） 地域コミュニティ施設 青少年施設 環境・産業学習施設 保健福祉施設（高齢者福祉） 子育て支援施設	C II（25%程度） 文化施設（ホール・市民会館等） 有料公園等	C III（50%程度）
		C² I（0%） 保健福祉施設（障害者福祉会館） 子育て支援施設（児童館） 交通安全センター		
		I	II	III
公的関与の必要性（公共サービス性）				

※保健福祉施設（スポーツ系）は、スポーツ施設の使用料金額を勘案して検討

6 基準を用いた具体的な使用料の算定方法

使用料は原則として、次の考え方により算定します。

$$\boxed{\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}}$$